

# 事案書（経営会議 調整会議）

開催日：平成26年5月29日（木）

担当課：消防本部 予防課

件名：大和市火災予防条例の一部改正（催しにおける消火器の準備）について	
提出理由：消防法施行令等の一部改正に伴い、大和市火災予防条例に多数の者の集合する催しにおける消火器の準備に関する規定を設けるにあたり、その内容について了承を得るため	
内容： 1. 背景等 ・平成25年8月に京都府福知山市の花火大会において、死者3名、負傷者56名にのぼる火災事故が発生した。 ・当該事故を受けて、平成25年12月に消防法施行令が改正され、多数の者の集合する催しにおける、火気器具の使用に関する規定が設けられた。 ・これに伴い、消火器の準備や防火管理、罰則、露店等開設の届出に関する規定を条例に追加することとなるが、消火器の準備に関しては、政令に従い平成26年8月1日までに施行する必要があるため、6月議会に条例改正案を上程する。  2. 条例改正の目的 ・初期消火に有効な消火器を準備することで、催しに参加する市民の安全と安心を確保する。  3. 条例改正の内容等 ・祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他多数の者の集合する催しにおいて、対象火気器具等を使用する場合に消火器を準備し、使用することについて、条例に規定する。 ・また、条例の公布日、施行日は平成26年6月中とする。 ・対象火気器具等とは、総務省令で定めるもので、気体燃料、液体燃料、固体燃料を使用する器具及び電気を熱源とする器具をいう。	4. その他 ・本市を含む県内16市において、消火器の準備に関する条例改正案を6月議会に上程し、その後、公布、施行する予定。 ・準備すべき消火器の規格や本数等の基本的な考え方については、神奈川県消防長会において協議を行う。
経過 H25.12 消防法施行令の一部改正公布 H26.1 火災予防条例の一部改正の標準条例の通知	今後の予定 H26.6 議案上程 改正条例公布・施行